

- 説明動画その3ー【記入の注意事項編】

4月1日付



保育施設等の利用申込について

【表紙】

この動画は、4月1日付保育施設等の利用申込について、書類の記入の注意事項について説明する動画です。

【目次】

- 1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書・・・・・・・・0分18秒～
- 2.保育施設等利用申込 家庭状況等申告書・・・・・・・・3分37秒～
- 3.保育を必要とすることを証明する書類
 - (1) 就労証明書・・・・・・・・4分14秒～
 - (2) 保育を必要とすることの申告書（自営業欄）・・・・・・・・5分37秒～
 - (3) 保育を必要とすることの申告書（求職活動欄）・・・・・・・・6分07秒～
 - (4) 保育を必要とすることの申告書（介護・看護等欄）・・・・7分14秒～
 - (5) 保育を必要とすることの申告書（就学欄）・・・・・・・・7分53秒～
 - (6) 保育を必要とすることの申告書（内職欄）・・・・・・・・8分30秒～
- 4.保育施設等利用調整に係る申立書・・・・・・・・8分52秒～
- 5.問い合わせ先等・・・・・・・・9分38秒～

【目次】

動画の内容はこのとおりとなっておりますので、必要に応じて不要な個所はスキップしながらご覧ください。

1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

子ども・子育て支援制度 **教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書**

○「注意事項確認票」(令和3年度保育施設等利用案内12ページ)に同意のうえ、次のとおり教育・保育給付認定の申請及び保育利用の申込みをします。

○また、利用調整及び利用者負担額(保育料)等決定のために必要な範囲で、仙台市が本書類3ページに掲げる書類の情報を閲覧・照会することに同意します。

※同意しない場合、前に掲げた文を二重線で消してください。この場合、別途書類の添付が必要となります。

・この申請書兼申込書は令和3年4月1日～令和4年3月16日付の利用調整が対象です。

・油性ボールペンなどの容易に消えないもので記入してください(熱でインクが消えるペンは使用不可)。

(あて先) 仙台市長 _____ 令和 年 月 日

〒 _____

保護者住 所 仙台市 _____

氏 名 _____

自宅電話 _____

令和6年3月31日時点の「年齢」を記入。

施設を利用中の場合、「施設名」を記入。

ふりがな	児童生年月日	令和3年3月31日時点の年齢	性別	現在の保育の状況
児 童 氏 名	平成 令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 家庭(父・母・祖父・祖母・) <input type="checkbox"/> 幼稚園・認可外施設等(<input type="checkbox"/> 一時預かり(<input type="checkbox"/> その他(

※様式が異なる場合がございます。

【1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書】

記入箇所はこちらの点線枠内です。

「令和6年3月31日時点の年齢」欄には、月齢ではなく0～5の年齢を記入して下さい。

「現在の保育の状況」欄について、認可外施設や一時預かり等を利用している場合は施設名を記入してください。

1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

希望する保育必要量	<input type="checkbox"/> 標準時間(最大で11時間) <input type="checkbox"/> 短時間(最大で8時間)
教育・保育給付認定及び保育利用の希望期間	(令和 年 月 日) ~ (<input type="checkbox"/> 就学前まで・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで)
※利用開始希望日時点で受入月齢を満たさない保育施設等は記入できません。	
希望する 保育施設等	第①希望 (区・宮総) <input type="checkbox"/> 見学済
	第②希望 (区・宮総) <input type="checkbox"/> 見学済
	第③希望 (区・宮総) <input type="checkbox"/> 見学済
	第④希望 (区・宮総) <input type="checkbox"/> 見学済
	第⑤希望 (区・宮総) <input type="checkbox"/> 見学済
第⑩希望以下はこちらにご記入ください(見学の有無についてもご記入ください。)※見学の有無及び希望順位は利用調整の優先基準には影響ありません。	
保育を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()

「保育必要量」と「希望期間」を必ず記入。

希望施設の上限数はなし。第1希望施設がある区等が申込先となる。
※受入月齢を満たしていない施設は記入不可

該当する理由に☑を記入。

※様式が異なる場合がございます。

【1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書】

「保育必要量」欄は標準時間か短時間のどちらかを記入してください。ただし、求職活動中での申し込みの場合は短時間となります。

「希望期間」欄の開始日には、希望利用開始日を記入してください。令和6年4月1日付入所の場合は令和6年4月1日と記入してください。終了日についても忘れずご記入いただきますようお願いします。

「希望する保育施設等」欄は上限数はありませんが、辞退することのないよう、通える範囲内で記入していただくことをお勧めします。面接案内後、辞退することも可能ですが、その後の利用調整で優先度が下がってしまいます。また、第1希望施設がある区役所等が申込先となりますので、ご確認ください。なお、希望利用開始日時点で受入月齢を満たしていない施設は記入できませんのでご注意ください。

なお、ここに記入する希望施設の順位が指数や利用調整時の優劣に影響することはありません。

ここでの順位は、同時に複数の施設に案内となった場合に希望順位の高い施設へ案内するものです。
例えば、同時に第1希望と第3希望に案内可能となった場合は第1希望施設に案内となります。

「保育を必要とする理由」欄には該当する理由にチェックを記入してください。

1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

利用開始希望日時点の児童の家庭状況(単身赴任を含む同居の家族全員)

ふりがな 氏名	児童との 続柄	生年月日	年齢	勤務先・就学先の名称、利用中(予定)の 保育施設・幼稚園等名、病状等
		大正昭和 平成令和 年		
		大正昭和 平成令和 年		
		大正昭和 平成令和 年 月 日		電話
		大正昭和 平成令和 年 月 日	歳	電話
		大正昭和 平成令和 年		

※以下の項目に該当する場合は、をマークしてください。(必要に応じてバーコードを参照)

*ひとり親の場合	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未婚(過去に婚姻歴がない)	*生活保護適用あり <input type="checkbox"/>	*障害をお持ちの方と同居 <input type="checkbox"/>
----------	--	------------------------------------	---------------------------------------

申込児童以外のを同居家族について記入。
兄弟姉妹が保育施設等や幼稚園等に在籍している
または入所予定の場合はその施設名を記入。

該当する項目がある場合、を記入。

※様式が異なる場合がございます。

【1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書】

「児童の家族状況」欄には、申込児童以外の同居家族について記入してください。
兄弟姉妹が保育施設等や幼稚園等に通っている場合、または通う予定がある場合、その施設名を記入してください。

申込書下部の項目について、該当するものがある場合は記入してください。

1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

家庭状況調査

氏名	性別	年齢	職業	住所	備考
親1	男	40	会社員	仙台市	
親2	女	38	専業主婦	仙台市	
兄弟姉妹1	男	10	小学生	仙台市	
兄弟姉妹2	女	8	小学生	仙台市	
兄弟姉妹3	男	5	小学生	仙台市	
兄弟姉妹4	女	3	小学生	仙台市	

2.兄弟姉妹同時申込の場合

□1 同じ施設に同じ時期の入所のみを希望する。
 ・兄弟姉妹が同時に同じ施設へ入内されるまで行儀となります。
 □2 同じ施設を希望するが時期は別でもよい。
 ・兄弟姉妹の入所時期は別々でも同じ施設に入内される場合があります。
 ・兄弟姉妹で別施設へ入内できる場合は、その施設へ入内します。
 ・兄弟姉妹のうち一人でも入内できる場合は、入内できる児童のみを先に入内します。
 □3 別々の施設でも利用を希望する。
 ・同時に入所できるなら別々の施設でもよい。
 ・兄弟姉妹が同時に利用開始できれば、それぞれ別々の施設に入内される場合があります。
 ・兄弟姉妹が同時に入内されるまで行儀となります。
 □4 入所の時期も施設も別々でもよい。
 ・兄弟姉妹の入所時期は別々で、それぞれ異なる施設に入内される場合があります。
 ・兄弟姉妹のうち一人でも入内できる場合は、入内できる児童のみを先に入内します。
 □5 別々の施設でも利用を希望する。
 ・同時に入所できるなら別々の施設でもよい。
 ・兄弟姉妹が同時に利用開始できれば、それぞれ別々の施設に入内される場合があります。
 ・兄弟姉妹が同時に入内されるまで行儀となります。
 □6 入所の時期も施設も別々でもよい。
 ・兄弟姉妹の入所時期は別々で、それぞれ異なる施設に入内される場合があります。
 ・兄弟姉妹のうち一人でも入内できる場合は、入内できる児童のみを先に入内します。

児童の祖父母の状況等を記入。

兄弟姉妹で同時に申し込む場合、
 ・入所時期
 ・入所施設
 について必ず記入。
【パターン】
 1.A同時・C同所 2.A同時・D別所
 3.B別時・C同所 4.B別時・D別所
 ※パターンにより選択事項あり
 ※ご不明な点はお問い合わせ下さい。

※様式が異なる場合がございます。

【1.教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書】

つづいて2 ページ目です。

「1.祖父母の状況」欄を記入してください。

きょうだい同時申込の場合、「2.兄弟姉妹同時申込の場合」欄を必ず記入してください。

入所時期と入所施設について、必ず選択して記入し、表中の内容をお確かめください。

パターンは「同時同所」、「同時別所」、「別時同所」、「別時別所」の4つです。

- 「同時同所」は、同時に同じ保育施設等の利用を希望。
 - 「同時別所」は、同時に保育施設等を利用できるのであれば、別々の保育施設等の利用でも構わないという希望。
 - 「別時同所」は、別時期でも構わないので、同じ保育施設等の利用を希望。
 - 「別時別所」は、別時期に別々の保育施設等の利用でも構わないという希望。
- パターンによってはさらに選択事項がある場合もあるため、表について必ずご確認ください。

複雑な内容ですので、ご不明な点がございましたら区役所保育給付課へお問い合わせください。

2. 保育施設等利用申込 家庭状況等申告書

保育施設等利用申込 家庭状況等申告書 (様式)		申請者氏名	〒	市	区	町	番	号
記入日		年	月	日	保育施設等 施設名			
<p>※二重枠の部分を保護者が記入の上、申込書と合わせて提出ください。 ※申告書の内容は、印刷が完了するまで変更できません。</p>								
1	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性					
2	年齢							
3	身長							
4	体重							
5	現在お住まいの住所							
6	現在お住まいの部屋数							
7	現在お住まいの部屋の種類							
8	現在お住まいの部屋の状態							
9	現在お住まいの部屋の築年数							
10	現在お住まいの部屋の広さ							
11	現在お住まいの部屋の設備							
12	現在お住まいの部屋の冷暖房							
13	現在お住まいの部屋の照明							
14	現在お住まいの部屋の換気							
15	現在お住まいの部屋の防音							
16	現在お住まいの部屋の防湿							
17	現在お住まいの部屋の防虫							
18	現在お住まいの部屋の防臭							
19	現在お住まいの部屋の防煙							
20	現在お住まいの部屋の防音							
21	現在お住まいの部屋の防湿							
22	現在お住まいの部屋の防虫							
23	現在お住まいの部屋の防臭							
24	現在お住まいの部屋の防煙							
25	現在お住まいの部屋の防音							
26	現在お住まいの部屋の防湿							
27	現在お住まいの部屋の防虫							
28	現在お住まいの部屋の防臭							
29	現在お住まいの部屋の防煙							
30	現在お住まいの部屋の防音							
31	現在お住まいの部屋の防湿							
32	現在お住まいの部屋の防虫							
33	現在お住まいの部屋の防臭							
34	現在お住まいの部屋の防煙							
35	現在お住まいの部屋の防音							
36	現在お住まいの部屋の防湿							
37	現在お住まいの部屋の防虫							
38	現在お住まいの部屋の防臭							
39	現在お住まいの部屋の防煙							
40	現在お住まいの部屋の防音							
41	現在お住まいの部屋の防湿							
42	現在お住まいの部屋の防虫							
43	現在お住まいの部屋の防臭							
44	現在お住まいの部屋の防煙							
45	現在お住まいの部屋の防音							
46	現在お住まいの部屋の防湿							
47	現在お住まいの部屋の防虫							
48	現在お住まいの部屋の防臭							
49	現在お住まいの部屋の防煙							
50	現在お住まいの部屋の防音							
51	現在お住まいの部屋の防湿							
52	現在お住まいの部屋の防虫							
53	現在お住まいの部屋の防臭							
54	現在お住まいの部屋の防煙							
55	現在お住まいの部屋の防音							
56	現在お住まいの部屋の防湿							
57	現在お住まいの部屋の防虫							
58	現在お住まいの部屋の防臭							
59	現在お住まいの部屋の防煙							
60	現在お住まいの部屋の防音							
61	現在お住まいの部屋の防湿							
62	現在お住まいの部屋の防虫							
63	現在お住まいの部屋の防臭							
64	現在お住まいの部屋の防煙							
65	現在お住まいの部屋の防音							
66	現在お住まいの部屋の防湿							
67	現在お住まいの部屋の防虫							
68	現在お住まいの部屋の防臭							
69	現在お住まいの部屋の防煙							
70	現在お住まいの部屋の防音							
71	現在お住まいの部屋の防湿							
72	現在お住まいの部屋の防虫							
73	現在お住まいの部屋の防臭							
74	現在お住まいの部屋の防煙							
75	現在お住まいの部屋の防音							
76	現在お住まいの部屋の防湿							
77	現在お住まいの部屋の防虫							
78	現在お住まいの部屋の防臭							
79	現在お住まいの部屋の防煙							
80	現在お住まいの部屋の防音							
81	現在お住まいの部屋の防湿							
82	現在お住まいの部屋の防虫							
83	現在お住まいの部屋の防臭							
84	現在お住まいの部屋の防煙							
85	現在お住まいの部屋の防音							
86	現在お住まいの部屋の防湿							
87	現在お住まいの部屋の防虫							
88	現在お住まいの部屋の防臭							
89	現在お住まいの部屋の防煙							
90	現在お住まいの部屋の防音							
91	現在お住まいの部屋の防湿							
92	現在お住まいの部屋の防虫							
93	現在お住まいの部屋の防臭							
94	現在お住まいの部屋の防煙							
95	現在お住まいの部屋の防音							
96	現在お住まいの部屋の防湿							
97	現在お住まいの部屋の防虫							
98	現在お住まいの部屋の防臭							
99	現在お住まいの部屋の防煙							
100	現在お住まいの部屋の防音							

表面は「お子さんについての様子」を記入。
 面接時に保育施設等で面接資料として使用するため、記入漏れのないように注意。

※様式が異なる場合がございます。

【2. 保育施設等利用申込 家庭状況等申告書】

表面は「お子さんについての様子」について記入してください。

なお、この書類は面接の案内となった際、保育施設等で面接資料として使用するため、記入漏れのないよう注意してください。

3.保育を必要とすることを証明する書類

『就労証明書』

The image shows a sample of the 'Employment Certificate' (就労証明書) form. It is a complex table with multiple columns and rows, designed for recording employment details. The form includes sections for personal information, employment history, and specific employment data. The table has several columns for dates, times, and types of work. There are also checkboxes and fields for additional notes. The form is titled '就労証明書' and has a header section for basic information.

事業所等に記入してもらう書類。

令和5年10月1日より前の日付の証明日の書類は受け付け不可となるため注意。

「就労日数」「就労時間」欄の記入内容などをもとに、指数付けを行うため、記入漏れがないように注意。育児時短勤務の場合も正規の就労時間を記入する。

育児休業を取得する場合、「入所が内定した場合の育児休暇の短縮可否」欄の可否を必ずチェックする必要があります。

※様式が異なる場合がございます。

【3.保育を必要とすることを証明する書類】

この書類は事業所等に記入してもらう書類です。
記入に関する主な注意事項を説明します。

利用開始希望日である4月1日の6ヶ月前にあたる10月1日より前の日付の証明日の書類は、受け付け不可となるため注意してください。

「就労日数」「就労時間」欄の記入内容などをもとに、指数付けを行うため、記入漏れがないように注意してください。
また、育児時短勤務などの場合も就労証明書に記載する就労時間は正規のものを記入してください。

育児休業中や育児休業を取得予定の場合、「入所が内定した場合の育児休暇の短縮可否」欄を必ず記入してください。

事業所等から就労証明書をいただいた際は、提出する前に不備等がないかご

3.保育を必要とすることを証明する書類

『保育を必要とすることを申告書（自営業欄）』

The image shows a form titled '保育を必要とすることを申告書(証明書)' (Declaration Form for Necessity of Childcare (Certificate)). The form is divided into several sections. A red dashed box highlights the '個人事業主の届出情報、経営状況(経営内容)を記入してください。' (Please enter your business registration information and business status (business content)). This section includes fields for '個人事業主の届出番号' (Business Registration Number), '個人事業主の届出年月日' (Business Registration Date), '個人事業主の届出種別' (Business Registration Type), '個人事業主の届出内容' (Business Registration Content), and '個人事業主の届出理由' (Business Registration Reason). Below this, there are sections for '個人事業主の収入状況' (Business Income Status) and '個人事業主の経費状況' (Business Expense Status).

個人事業主が記入する書類。

令和5年10月1日よりも前の日付の証明日の書類は受け付け不可となるため注意。
株式会社や有限会社等の法人事業の場合は『就労証明書』を提出。

個人事業主のほか、専従者の方も『保育を必要とすることを申告書（自営業欄）』を提出。

※様式が異なる場合がございます。

【3.保育を必要とすることを証明する書類】

この書類は個人事業主が記入する書類です。

利用開始希望日である4月1日の6ヶ月前にあたる10月1日よりも前の日付の証明日の書類は、受け付け不可となるため注意してください。
また、株式会社や有限会社等の法人事業の場合は『就労証明書』を提出してください。

個人事業主のほか、専従者の方も『保育を必要とすることを申告書（自営業欄）』を提出してください。

3.保育を必要とすることを証明する書類

『保育を必要とすることの申告書（求職活動欄）』

求職活動中を行う本人が記入する書類。

令和5年10月1日よりも前の日付の記入日の書類は受け付け不可となるため注意。

就労等でも月64時間未満の場合、求職活動扱いとなる。ダブルワークにより合計就労時間が月64時間以上の場合、それぞれの就労証明書を提出する。

申込時点で求職活動中の場合も申込可能だが、利用開始後は3か月以内に就労等に切り替える必要がある。兄弟姉妹がすでに保育施設等に在籍している場合、入所児童の利用開始日から起算する。
※就労等を確認できない場合、退所のご案内となる。

※様式が異なる場合がございます。

【3.保育を必要とすることを証明する書類】

この書類は求職活動を行う本人が記入する書類です。

利用開始希望日である4月1日の6ヶ月前にあたる10月1日よりも前の日付の記入日の書類は、受け付け不可となるため注意してください。

就労等でも月64時間未満の場合、求職活動扱いとなるので、その場合はこの書類を提出してください。

なお、ダブルワークにより合計就労時間が月64時間以上の場合、就労と見なしますのでそれぞれの就労証明書を提出してください。

申込時点で求職活動中の場合も申込可能ですが、利用開始後は3か月以内に就労等に切り替える必要があります。

また、兄弟姉妹がすでに保育施設等に在籍している場合、入所児童の利用開始日から起算となります。

利用開始日から3か月以内に、就労等であることを確認できない場合、退所のご案内となりますので注意してください。

3. 保育を必要とすることを証明する書類

『保育を必要とすることの申告書（介護・看病等欄）』

The image shows a sample of the 'Application Form for Childcare (Nursing/Caregiving Section)'. The form is divided into several sections, including 'Applicant Information', 'Child Information', 'Reason for Needing Childcare', and 'Supporting Documents'. A red dashed border highlights the main content area of the form.

介護・看護する本人が記入する書類。

令和5年10月1日よりも前の日付の記入日の書類は受け付け不可となるため注意。

「介護・看護を必要とする理由」欄で選択した内容を証明する書類の添付が必要。

例) 手帳等の写しや診断書等

介護・看護される方が別居の場合、その世帯全員の住民票（仙台市外のみ）とその世帯員が介護・看護できないことを証明する書類の添付が必要。

※様式が異なる場合がございます。

【3. 保育を必要とすることを証明する書類】

この書類は介護・看護する本人が記入する書類です。

利用開始希望日である4月1日の6ヶ月前にあたる10月1日よりも前の日付の記入日の書類は、受け付け不可となるため注意してください。

「介護・看護を必要とする理由」欄で選択した内容を証明する書類の添付が必要となります。

介護・看護される方が仙台市外で別居している場合、その世帯全員の住民票とその世帯員が介護・看護できないことを証明する書類の添付が必要となります。

3.保育を必要とすることを証明する書類

『保育を必要とすることの申告書（就学欄）』

就学する本人が記入する書類。

令和5年10月1日よりも前の日付の記入日の書類は受け付け不可となるため注意。

大学や専門学校、職業訓練学校などの学校へ通う場合に提出。
※通信制の場合は該当しない。

在学証明書等の就学していることが証明できる証明書の添付が必要。

※様式が異なる場合がございます。

【3.保育を必要とすることを証明する書類】

この書類は就学する本人が記入する書類です。

利用開始希望日である4月1日の6ヶ月前にあたる10月1日よりも前の日付の記入日の書類は、受け付け不可となるため注意してください。

大学や専門学校、職業訓練学校などの学校へ通う場合に提出してください。ただし、通信制の場合は就学に該当しないので注意してください。

保育を必要とすることの申告書（就学欄）を提出する場合、在学証明書等の就学していることが証明できる証明書の添付が必要となります。

3.保育を必要とすることを証明する書類

『保育を必要とすることを申告書（内職欄）』

委託者及び本人が記入する書類。

令和5年10月1日よりも前の日付の記入日の書類は受け付け不可となるため注意。

上部は本人が記入する。

下部は委託者（事業主）に記入してもらう。

※様式が異なる場合がございます。

【3.保育を必要とすることを証明する書類】

この書類は委託者及び本人が記入する書類です。

利用開始希望日である4月1日の6ヶ月前にあたる10月1日よりも前の日付の記入日の書類は、受け付け不可となるため注意してください。

書類の上部は本人が、下部は委託者に記入してもらいます。



5.問い合わせ先等

・ 申込手続きに関する問い合わせ先

- 青葉区役所 保育給付課 保育係 (022-225-7211内線6763)
- 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係 (022-392-2111内線5444)
- 宮城野区役所 保育給付課 保育係 (022-291-2111内線6763)
- 若林区役所 保育給付課 保育係 (022-282-1111内線6763)
- 太白区役所 保育給付課 保育係 (022-247-1111内線6763)
- 泉区役所 保育給付課 保育係 (022-372-3111内線6763)

・ 仙台市ホームページ

概要欄をご覧ください

【3.問い合わせ先等】

最後に、申込手続きに関するお問い合わせ先は、ご覧のとおりとなります。お問い合わせの際は、お申し込み予定の区役所または宮城総合支所へご相談ください。

なお、各区等には職員のほか、保育サービス相談員もいるため、お気軽にご相談ください。

また、窓口にお越しになるのが難しい方は、この動画の概要欄に掲載している各動画をご覧になるか、利用案内や書類の様式などが掲載されている仙台市ホームページのリンクも掲載しておりますので、是非ご確認ください。

記入の注意事項に関する動画は以上となります。皆様がスムーズな手続きを進められるよう、職員一同でお手伝いさせていただきますので宜しくお願い致します。最後までご視聴いただき、ありがとうございました。